

平成30年第1回(臨時)
須恵町議会会議録

平成30年1月30日

議会事務局

目 次

第 1 号 (1 月 30 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	4
議案第 1 号	5
議案第 2 号	6
議案第 3 号	7
議案第 4 号	8
議案第 5 号	9
議案第 6 号	12
議案第 7 号	12
議案第 8 号	12
議案第 9 号	13
議案第 1 号	14
議案第 2 号	15
議案第 3 号	16
議案第 4 号	17
議案第 5 号	20
議案第 6 号	22
議案第 7 号	22
議案第 8 号	23
議案第 9 号	23
閉 会	24

議事日程(第1号)

平成30年1月30日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議案第1号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 4 議案第2号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第3号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第5号 工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第6号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 9 議案第7号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 10 議案第8号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 11 議案第9号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 12 議案第1号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 13 議案第2号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第3号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第5号 工事請負契約の変更について
- 日程第 17 議案第6号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 18 議案第7号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 19 議案第8号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 20 議案第9号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議案第1号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 日程第 4 議案第 2 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第 6 号 平成 29 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 9 議案第 7 号 平成 29 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 8 号 平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 9 号 平成 29 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 1 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 13 議案第 2 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 3 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 5 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 17 議案第 6 号 平成 29 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 18 議案第 7 号 平成 29 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 8 号 平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 9 号 平成 29 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）

出席議員（14名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	11 番	原 野 敏 彦
12 番	三 上 政 義	13 番	柴 田 真 人
14 番	今 村 桂 子	15 番	三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	満 行 誠
上下水道課理事	石 井 浩 二	健康福祉課理事	小 林 は つ み
住 民 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地域振興課長	稲 永 勝 章
健康福祉課長	長 澤 義 一	都市整備課長	甲 木 圭 二
上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。えらく寒くなりましたが、私たちの小さいころはこれくらいじゃなかったかと思っておりますが、はい。

ただいまから平成30年第1回須恵町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議会運営委員長（原野 敏彦） おはようございます。平成30年第1回臨時会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

去る1月26日金曜日午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。

今回、提出された議案は9件で、専決処分1件、条例改正3件、補正予算4件、工事請負契約の変更1件となっております。

委員会付託については、総務建設産業委員会5件、予算特別委員会4件となっております。

議案第2号から議案第4号及び議案第6号から議案第9号は、それぞれ関連議案でありますので一括議題といたします。

提案理由の説明後、暫時休憩をし、総務建設産業委員会・予算審査特別委員会において審査後、本会議を再開し、質疑・討論・採決を行います。

なお、会期は本日1日限りといたしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回臨時会の会期を、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回臨時会の会期を本日1日限りと決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により7番議員、8番議員を指名します。

これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議会運営委員会報告にもありましたように、議案第2号から議案第4号、議案第6号から議案第9号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第3. 議案第1号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第1号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋 浩二） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由は、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年12月18日に公布され、平成30年1月1日から施行されたことに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要性が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めますのでございます。

次の2ページは改正分と附則で、3ページに新旧対照表を添付しております。

新旧対照表で説明いたします。今回の改正点は、第54条（固定資産税の納税義務者等）第7項下線部分、改正前「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改めるもので、施行規則の第10条2の3、4が追加されたことにより、須恵町税条例第54条第7項の引用している条文が条ずれすることになるため、その整備を講ずるための改正です。

2ページに戻っていただきまして、附則、この条例は平成30年1月1日から施行することとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） まず、なぜ改正の必要があるのかという点と、それと、「ちょっと」の声あり）単なる数字だけの改正か、第10条の2の10が第10条の2の12に変わると、数字だけの改正なのか、その辺、お尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 一応、なら、合屋課長。その場で。

○税務課長（合屋 浩二） ただいまの御質問に回答したいと思います。いつも申しておりますように、この地方税の改正につきましては、上位法であります税条例の改正に伴うものでございまして、今回、先ほど申しましたように、施行規則のほうが3、4項ということで新しく新設されたものに伴いまして、その条ずれが起こることにより須恵町税条例の改正となっております。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 私がお尋ねしたのは、数字だけの改正か、その内容は変わらんのかと。数字だけかと、そういうところをお聞きしたいんです。（「数字って何の数字」の声あり）

○議長（三角 良人） 児玉君。最後ですよ。

○議員（1番 児玉 求） 第10条の2の10と、それが第10条の2の12に変わるというふうにおっしゃいました。だから、それは内容的には変わらんと、数字だけの改正と、中身が、内容が変わるとか変わらんと、そこをお尋ねしたんです。

○議長（三角 良人） 合屋課長。

○税務課長（合屋 浩二） おっしゃるとおりでございます。内容は変わりません。先ほど申しましたように、条項ずれすることにより、第10号が第12号に変わるということで、中身に関しては一切変わることはございません。

○議員（1番 児玉 求） わかりました。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。

よって、議案第1号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第4. 議案第2号

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第2号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第3号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上、3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） おはようございます。では、議案書は4ページをお願いいたします。

議案第2号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由としまして、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じまして、地方議会議員の期末手当の支給割合を変更するものでございます。

具体的には、現在の期末手当の支給割合は年間3.25月分、それを0.05月引き上げまして3.30月分とするものでございます。

次の5ページをお願いします。今回の改正は、施行日及び適用日が異なる内容がありますこと

から、2条建てとなっております。第1条は平成29年12月の期末手当について、さかのぼって改正適用するものでございます。第2条は平成30年度以降の6月と12月の期末手当について改正するものでございます。

次の6ページをお願いします。新旧対照表です。

まず、上段の第1条関係でございますが、期末手当第5条第2項におきまして、平成29年12月の支給割合を100分の170から175へ改めるものです。

次に、下段の第2条関係では、30年度以降の6月の期末手当を100分の155から157.5へ、12月の期末手当を100分の175から172.5へ改めるものです。2条に分けた改正になっておりますが、いずれも現在の期末手当の支給割合3.25月分を29年度から0.05月分引き上げ3.30月分とする改正でございます。

前のページ、5ページに戻っていただきまして、中ほどでございますが、附則施行期日等第1条では、この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定につきましては平成30年4月1日から施行するものです。

次の第2項では、第1条の規定につきましては、さかのぼって平成29年12月1日から適用するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。議案第3号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由としましては、人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴うものでございます。先ほどの条例第2号と同様に、現在、6月と12月に支給されております期末手当の支給割合年間3.25月分を0.05月引き上げまして3.30月分とするものでございます。

次の8ページをお願いします。第1条では平成29年12月の期末手当についてさかのぼって改正適用するもの、第2条は平成30年度以降の6月と12月の期末手当について改正するものでございます。

次の9ページをお願いします。新旧対照表です。先ほどと同様の説明になりますが、上段の第1条関係では給与、第3条第4項の期末手当におきまして平成29年12月の支給割合を100分の170から175へ改め、下段の第2条関係では30年度以降の6月の期末手当を100分の155から157.5へ、12月の期末手当を100分の175から172.5へ改めるものです。

2条に分けた改正になっておりますが、先ほどのとおり、いずれも現在の期末手当の支給割合3.25月分を29年度から3.30月分へと改正する改正でございます。

前のページ、8ページをお願いします。中ほどです。附則施行期日等第1条では、この条例は

公布の日から施行しますが、第2条の規定につきましては平成30年4月1日から施行するものです。次の第2項では第1条の規定につきましては、さかのぼって平成29年12月1日から適用するものです。

次に、10ページをお願いします。議案第4号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由としまして、人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴う改正でございます。

次の11ページをお願いします。先ほどの議員及び特別職の議案と同様の趣旨で2条建てとなっております。第1条の最後の行になりますが、別表第1を別紙のようにとありますのは、現在の給料表を別紙になりますが13ページと14ページ、そちらの表に改めるものです。この内容は、人事院勧告に準じまして、初任給及び若年層は1,000円または同程度を引き上げ、そのほかは400円の引き上げを基本に給料表を平均改定率0.2%引き上げるものでございます。平成29年4月1日にさかのぼって施行するものです。このほかの改正は新旧対照表で御説明いたします。15ページをお願いします。

まず、第1条関係から。勤勉手当の支給総額を規定しております第20条第2項第1号では、現在、6月も12月も支給割合は100分の85としているものを、6月はそのまま、12月を100分の95に改め0.1月分引き上げるものです。第2号は再任用職員について、12月を100分の40から45へ改め0.05月分引き上げるものです。実支給の適用は平成29年12月の勤勉手当になります。

次に、下から4行目、附則第5項の規定、これは勤勉手当の支給総額を時限的に減額する規定でございます。具体的には、現在55歳以上の課長の給料及び手当を1.5%減額しておりますもので、勤勉手当の支給総額もその減額分に相当する額を減額するものでございます。ここでの改正は、先ほどの第20条で、12月の支給割合を改正したことに伴い、一番下の行のところですが、12月の勤勉手当減額対象額に次の16ページにかけまして100分の1.425を乗じて得た額を支給総額から減ずる改正でございます。

次の17ページ、第2条関係をお願いいたします。

最初に大きく変わる箇所を申し上げます。次の18ページをお願いします。

右側改正前の下から4行目になりますが、附則第2項から21ページにかけまして下のほうになりますが、第5項までを全て削ります。この規定でございますが、これは平成22年12月から、55歳以上の課長の給与1.5%減額する規定になりますが、この規定を平成30年3月31日までとなっておりますので、ここではその規定を改正し、平成30年4月1日から施行するものでございます。

では、17ページに戻っていただきまして、ここでは文言の整理、そして次の18ページにかけて、先ほど御説明しましたとおり、附則第2項関係の表記を削っております。18ページの中ほどになりますが、第20条第2項第1号では、勤勉手当の支給総額について、その割合を6月、12月いずれも100分の90に改め、第2号では再任用について6月、12月いずれも100分の42.5に改め、平成30年度から施行するものでございます。

11ページに戻っていただきまして、下段のところでございます。

附則の施行期日第1条では、この条例は公布の日から施行し、第2条と附則第3条は平成30年4月1日から施行いたします。

第2項では、第1条の規定は平成29年4月1日から適用します。第2条は給与の内払いです。

次の12ページ、第3条の平成30年4月1日における号給の調整についてでございますが、これは給与制度の総合的見直しに伴い、平成27年1月に昇給抑制された職員で37歳未満の職員の給料を1号給上位に昇給回復させる規定でございます。

以上のとおり、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号から議案第4号までを総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第4号までを総務建設産業委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第7. 議案第5号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第5号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永地域振興課長。

○地域振興課長（稲永 勝章） おはようございます。議案書は22ページをお願いいたします。

議案第5号工事請負契約の変更についてでございます。下記工事の請負契約の変更について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

変更前、工事名、旅石地区水路改良工事、契約方法、指名競争入札、請負金7,830万円、請負者、福岡県福岡市博多区東比恵3丁目16番14号、飯田建設株式会社代表取締役宮木義高、契約保証の方法、契約保証金前払い保証事業を行う保証事業者の保証783万円。条件といたしましては、工期契約の効力が生じた日から平成30年3月15日まででございます。

変更後につきましては工事名・契約方法・契約者・契約保証の方法・条件は変更ございません。請負金が8,900万2,800円の増で約13%の増でございます。増の主な変更理由につきましては、12月議会中に現場視察にて説明をさせていただきましたとおり、ボックスカルバート設置に伴う施工方法の変更のため仮設工として大型土のうの設置・撤去、土工等の増でございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 12月議会で現場視察したわけですが、最初の請負金が7,830万円、それが変更後8,900万2,800円。1,070万2,800円ふえとるわけですね。現場視察のときにどのくらいかなというふうなお話がありまして、600か700ぐらいじゃないかなというふうなお話がありました。

内容についても、カルバートの上の施工ができんということで、掘削し重機を入れるというふうなお話でありましたが、やはり積算の段階で見積もりをやはりしっかりと取っていただくのと、こういう形で、いわゆる議案として出しまして、それで追加工事というふうな形での増額というふうな形になりますと、やはりしっかりとした積算がやっぱり必要じゃないかなと思います。

将来、この土地は公園というふうな形にもなっておりますので、増額はその単純に1,070万円ふえましたから承認をとというふうな形には、なかなかならないんじゃないかなと私は思っております。それなりの数字を議会のほうにも出していただいて、どの部分で大体かかると、そういうことを今後、考えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（三角 良人） 何ね、それ。質問なら質問らしくせな。でしょ。この前、あなたは、値下がりしたときにも文句、何か言いよった。ちょっと上がったらまた言ってるけど、今、課長が説明したとおりのことの理由で、でしょうが。あなた、人の話ちゃんと聞きよるですか。いいですか、今、説明あったでしょう。工事変更になったからこれだけって。それでいいじゃないですか。後は委員会で詳しくあれしますから。

以上です。

○議員（1番 児玉 求） 議長。

○議長（三角 良人） これで質疑を終結します。

○議員（1番 児玉 求） いや、まだ質疑ができるでしょう、3回できるでしょう。何で1回でとめるんですか。

○議長（三角良人） 質疑になってませんから。なってませんから。ちょっと待ってください。あ

のね。審議を妨げる、あなた、わかってるでしょう、どうなるか。

○議員（1番 児玉 求） いいや。

○議長（三角 良人） いいやじゃないですよ。

○議員（1番 児玉 求） 妨げておりません。

○議長（三角 良人） 妨げてます。

○議員（1番 児玉 求） 聞いただけですよ。

○議長（三角 良人） 何がですか。

○議員（1番 児玉 求） なぜ、上がったかということ。

○議長（三角 良人） それだから、言われた。ちゃんと説明したやないですか、課長が。聞いてます、あなた、ちゃんと。

○議員（1番 児玉 求） 聞いてます。

○議長（三角 良人） 聞いてないやないですか。（「委員会付託されとるけんそのとき言うたら、最終的に」の声あり）まだ何か言います。いいですか。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） よって、議案第5号を総務建設産業委員会に付託したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号工事請負契約の変更についてを総務建設産業委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第6号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第5号）、日程第9、議案第7号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第8号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第9号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）、以上4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） では、議案書は23ページをお願いいたします。議案書は23ページから26ページになりまして、議案は第6号から第9号まででございます。いずれも地方自治

法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するもので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で御説明いたします。1ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ414万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億6,633万5,000円とするものです。今回の補正予算は、後ほど報告いたします特別会計、水道事業会計も含め、前年8月の人事院の国家公務員給与改定勧告を受けての法案が国会で12月15日に公布されたことから、先ほどの議案第2号、第3号、第4号の改正条例を提出するとともに、議員、特別職、一般職の職員の給与に関する予算を補正する必要が生じたため提出するものでございます。

では、第2項の第1表歳入歳出予算補正で御説明いたします。2ページをお願いいたします。

歳入でございます。18款1項繰越金414万7,000円、今回の財源は繰越金で賄っております。

3ページの歳出をお願いいたします。1款1項議会費は議員さん方の期末手当の補正を含む38万1,000円、2款1項総務管理費は、副町長の退任による減額補正があるため48万5,000円の減額になります。8款4項都市計画費は、1月異動による職員減があるために86万5,000円の減額になっております。10款1項教育総務費は、教育長の期末手当の補正を含む32万4,000円です。このほかは一般職員の給与改定に係る補正となっております。

続きまして、22ページをお願いします。議案書では24ページ以降にはなりますが、これ以降はこのまま補正予算書で説明を続けさせていただきます。

議案第7号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,438万9,000円とするものです。

次の23ページの第1表歳入歳出予算補正、歳入をお願いいたします。

3款1項他会計繰入金5万2,000円。今回の財源は一般会計からの事務費繰入金で賄っております。

次の24ページをお願いいたします。1款1項総務管理費5万2,000円。職員1人の給与改定補正になります。

次に、29ページをお願いします。議案第8号です。平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出補正予算の第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ32万9,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,339万1,000円とするものです。

次の30ページ第1表歳入歳出予算補正、歳入をお願いいたします。6款1項繰越金32万9,000円、今回の財源は繰越金で賄っております。

31ページ歳出をお願いいたします。1款1項総務管理費15万9,000円、職員は2人分。次の2款1項下水道事業費17万円、職員は3人分それぞれ給与改定補正になります。

次に、36ページをお願いいたします。議案第9号です。第1条、平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条で、収益的支出の予定額を51万2,000円、職員10人の給与改定を補正するものです。

以上のとおり、一般会計補正予算から水道事業会計補正予算まで提出いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第6号から議案第9号までを、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第9号までを予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、予算審査特別委員会の正・副委員長については調整ができておりますので御報告いたします。委員長に今村桂子君、副委員長に松山力弥君であります。

お諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。

再開を、総務建設産業委員会及び予算審査特別委員会の審査が終わり次第とします。

暫時休憩します。

午前10時36分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、安河内教育長より欠席の届け出が出ておりますので、御報告します。

次に、議案書の修正をお願いいたします。議案書11ページの中ほど、第2条の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。条項の2行目「19条」の前に「第」をつけ

てください。「第19条」。

次に、議案書17ページ、新旧対照表でございます。左側、改正後の期末手当、第19条の上から4行目、括弧書きの下線部分の19条の前に、同じく「第」を入れて「第19条」をお願いいたします。

次に、お諮りします。付議されました議案については、休憩後は、日程を追加することとなっておりますので、ここで日程を追加し、日程第12を議案第1号、日程第13を議案第2号、日程第14を議案第3号、日程第15を議案第4号、日程第16を議案第5号、日程第17を議案第6号、日程第18を議案第7号、日程第19を議案第8号、日程第20を議案第9号とし、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第12. 議案第1号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第1号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第1号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。議案書1ページでございます。

地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年12月18日に公布され、平成30年1月1日から施行されたことに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要性が生じ、専決処分したため、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正は地方税法施行規則の第10条の2の3、4が追加されたことにより、須恵町税条例第54条第7項上位法である地方税法第343条第9項のみなし規定を適用する市町村、固定資産税償却資産の家屋附帯設備の課税の引用している条文が条ずれすることとなり、須恵町税条例の一部を改正する必要性が生じ、固定資産税の賦課期日が1月1日であることから、適切に整備を行うための提案であります。

新旧対照表で確認いただきたいと思います。第10条の2の10を第10条の2の12に改めるものであります。

2ページ戻っていただきまして、附則、この条例は平成30年1月1日から施行することとなっております。

質疑といたしましては、第10条の2の3と4の追加条文の内容についてでございます。第10条の2の3につきましては、租税条約に基づく申し立てが行われる場合における個人の市町

村民税の徴収猶予の申請書類でございます。また、第10条の2の4は、法第321条の7の13に規定する国税庁長官の通知でございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第1号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、承認です。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第1号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第13. 議案第2号

日程第14. 議案第3号

日程第15. 議案第4号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第2号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第3号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第15、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上、3議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第2号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。議案書は4ページでございます。

提案理由といたしまして、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じまして、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するものです。具体的には、現在の期末手当の支給割合、年間3.25月分を0.05月引き上げて3.30月分とするものです。

次の5ページをお願いいたします。今回の改正は、施行日、適用日が異なることから、2条建てとなっております。第1条は平成29年12月の期末手当についてさかのぼって改正適用するものでございます。第2条は平成30年度以降の6月と12月の期末手当について改定するものです。

次の6ページをお願いいたします。新旧対照表です。上段の第1条関係では、期末手当第5条第2項におきまして、平成29年12月の支給割合を100分の170から175へ改めるもの

です。

次に、下段の第2条関係では、30年度以降の6月期末手当を100分の155から157.5へ、12月の期末手当を100分の175から172.5へ改めるものです。

2条に分けた改正になっておりますが、いずれも現在の期末手当の支給割合3.25月分を29年度から0.05月分引き上げ、3.30月分とする改正でございます。

前のページ5ページに戻っていただいて、附則施行期日等第1条では、この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定につきましては平成30年4月1日から施行するものです。次の第2項では、第1条の規定につきましてはさかのぼって平成29年12月1日から適用するものです。

質疑といたしまして、議員の期末手当の年の増額分の金額についてでございますが、年額23万9,000円となっております。これは、議員全員の金額でございます。

採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

続きまして、議案第3号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、人事院勧告に基づき特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴うものでございます。先ほどの条例第2号と同様に、現在、6月と12月に支給されております期末手当の支給割合年額3.25月分を0.05月引き上げまして3.30月分とするものです。

次に、8ページをお願いいたします。第1条は平成29年12月の期末手当についてさかのぼって改正適用するものでございます。第2条は平成30年度以降の6月と12月の期末手当について改正するものでございます。

次の9ページをお願いいたします。新旧対照表です。上段の第1条関係では、給与第3条第4項の期末手当につきまして平成29年12月の支給割合を100分の170から175へ改めるものでございます。

次に、下段の第2条関係では、30年度以降の6月の期末手当を100分の155から157.5へ、12月の期末手当を100分の175から172.5へ改めるものです。2条に分けた改正になっておりますが、いずれも現在の期末手当の支給割合3.25月分を29年度から0.05月分引き上げ3.30月分とする改正でございます。

8ページに戻っていただきまして、附則、施行期日等、第1条では、この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定につきましては平成30年4月1日から施行するものです。次の第2項では、第1条の規定につきましてはさかのぼって平成29年12月1日から適用するものでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

続きまして、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴う改正でございます。

次の11ページをお願いいたします。先ほどの議員及び特別職の議案と同様の趣旨で2条建てになっております。

第1条の最後の行に、別表第1を別紙のようにとありますので、現在の給料表を別紙になりますが13ページ、14ページのように改めるものでございます。これは、人事院勧告に準じて初任給及び若年層は1,000円または同程度引き上げ、そのほか400円の引き上げを基本に、給料表を平均改定率0.2%引き上げるものでございます。平成29年4月1日にさかのぼって施行するものです。このほかの改正は新旧対照表で説明いたします。

15ページでございます。まず第1条関係から。勤勉手当の支給総額を規定しております第20条第2項第1号では、現在6月も12月も支給割合を100分の85としているものを6月はそのまま、12月を100分の95に改め0.1月分引き上げるものでございます。

第2号は再任用職員について12月を100分の40から45へ改め0.05月分引き上げるものでございます。実支給の適用は29年12月の勤勉手当になります。

次に、下から4行目でございますが、附則第5項は勤勉手当の支給総額を時限的に減額する規定でございます。具体的には現在55歳以上の課長の給料及び手当を1.5%減額しておりますので、勤勉手当の支給総額もその減額分に相当する額を減額するものでございます。先ほど新旧対照表の第20条で、12月の支給割合を改正したことに伴い、一番下の行で12月の勤勉手当減額対象額に、次の16ページになりますが、100の1.425乗じて得た額を減ずるとするものでございます。

次の17ページ、第2条関係でございます。最初に、大きく変わる箇所を申し上げます。次のページの18ページの右側、改正前の下から4行目、附則第2項から21ページ附則第5項までを削ります。これは、先ほど少し触れましたが、55歳以上の課長の給与につきましては平成22年12月から1.5%を減額しておったもので、平成30年3月31日までとしていましたので、法で改正し、平成30年4月1日から施行するものです。

では、17ページに戻っていきまして、ここでは文言の整理と次の18ページにかけて附則第2項の表記を削っております。

第20条第2項第1号では、勤勉手当の支給総額について、その割合を6月、12月いずれも100分の90に改め、第2号では再任用職員について6月、12月いずれも100分の

42.5に改め、平成30年度から施行するものでございます。

11ページに戻っていただきまして、附則の施行期日等第1条では、この条例は公布の日から施行し、第2条と附則第3条は平成30年4月1日から施行いたします。第2項では第1条の規定は平成29年4月1日から適用します。第2条は給与の内払いです。

次の12ページ、第3条の平成30年4月1日における号給の調整についてですが、平成27年4月に昇給抑制された職員で37歳未満の職員の給料を1号給上位に昇格させる規定でございませぬ。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第2号から議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 55歳以上の職員の減額なんですけど、なぜ減額が必要なのか、何かそこをお尋ねします。

○議長（三角 良人） 委員長、わかる。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 確か、私の答えになるかわかりませんが、8年前ですね、50歳から55歳を何か変更、条例の給与改正に伴ってございましたけども、今の状況にあわせて変更することと思っておりますけども。じゃなかったですかね。

○議長（三角 良人） 訂正がありましたら。いいですか。（「概ね」の声あり）以上です。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 昨年、国家公務員の給与が、3法案が可決されて、国家公務員のほうは退職金も減額になつとるんですね。地方公務員のほうはそれはないということはお聞きしましたが、55歳ちゅうやっぱり年齢は、非常に出費の多い時期ですから、私は妥当じゃないと、そういうふうに思っております。

○議長（三角 良人） ほかに。——これで質疑を終結します。よって、これより議案第2号について討論に入ります。討論はありますか。児玉君。反対討論よ。反対。ちょっと待ってください。する前、討論は、手を挙げて、反対討論か、賛成討論か、述べてからです。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 一部反対のところがありますが、賛成討論で。

○議長（三角 良人） ちょっと待って。一部反対とかないつて。（笑声）賛成か、反対かです。そやから、言いよう。ちょっと待ってください。あなたね、討論の意味、わかってます。また毎たび、毎たび。討論どうですか。反対討論ですか。

○議員（1番 児玉 求） いや、反対討論はありますけど……。

○議長（三角 良人） そやけ、違うって言うようでしょうが。反対か、賛成かって言いよるでしょうが。どっちですか。（「一部反対なら反対だろう」の声あり）一部反対か、反対討論でしょう

もん。

○議員（1番 児玉 求） いや、だから、2つかぶってるからですね。

○議長（三角 良人） 何ね、かぶってるって。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと話させてください。職員の給与が上がるということに関しては非常に賛成です、若年、若い方が。しかし、55歳からの一番お金のかかる職員に対して減額すると。

○議長（三角 良人） してないやない。

○議員（1番 児玉 求） するごと、なっとるでしょ、これは、だから。これを2つに分けていただければ賛成、職員の給与が上がることについては非常に私としては賛成するところではありますが、55歳からの減額、これは非常に不条理だというふうに思っておりますので、しかしながら、しかしながら、職員の給料が上がるということに関しましてやむなく賛成とするということでございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これで討論を終結します。

よって、議案第2号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第2号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第3号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって議案第3号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、訂正します。先ほどのところで、次の議案なんですよ。失礼しました。

議案第4号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第4号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第5号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第5号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第5号工事請負契約の変更についてでございます。総務建設産業委員会の審査報告いたします。議案書22ページでございます。

須恵町議会の議決に付すべき契約条例第97号第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

変更名、工事名、旅石地区水路改良工事、契約方法、指名競争入札、請負金7,830万円、請負者、福岡市博多区東比恵3丁目16番14号飯田建設株式会社代表取締役宮木義高、契約保証の方法、契約保証金、前払い保証事業を行う保証事業会社の保証783万円、条件といたしましては、工期契約の効力が生じた日から平成30年3月15日まででございます。

変更後につきましては、工事名、契約方法、請負者、契約保証の方法、条件は変更ございません。

請負金8,900万2,800円、約13%、1,070万2,800円の増でございます。

増の主な変更理由につきましては、12月議会中の現場視察にて説明されていたとおり、ボックスカルバート設置に伴う施工方法の変更で、クレーンの仮設工による大型土のうの設置・撤去、また土工等の増でございます。

補足説明させていただきますと、主な変更点は、ボックスカルバート設置に伴う施工方法の変更です。当初の設計では、ボックスカルバートを据えながらクレーンヤードを加工するように計画していましたが、しかし、さきの九州北部豪雨災害影響によって九州電力の電柱撤去工事が遅れるなど、工事の着手が予定より遅れたため、当初計画では工期内もしくは年度内の竣工が難しくなりました。そこで、さまざまな視点から、施工方法を検討した結果、山側を削ってクレーンを据えるヤードを確保してボックスカルバートを設置する施工方法にし、工期内に竣工する施工方法に変更しました。

また、池の下流なので流水が出ることを想定しておりましたが、やはり地盤改良等で深く掘ったところでは流水によって掘削法面が崩れてきましたので、作業員の安全確保とクレーン設置面の安定を図るためには法面に大型土のうを積み、崩壊を防止する工法を選択しました。湧水対策は当初から設計に入れておくことも考えられたのですが、掘ってみなければわからないことと、当初の設計に入っておけば工事費も上がりますし、設計に入っていれば施工業者も必要性が薄い

部分については設計どおりに施工することができたと考えられます。無駄を省いて、当初設計費を安くするため、仮設費用は当初設計費は計上していなかったのが増額の主な原因でございます。

増額の主な要因の割合でございますけれども、クレーンヤード造成工、山側の法面掘削、樹木伐採及びクレーンヤードの下の砕石基盤工の増額分340万2,220円、約33.8%、仮設工、大型土のう製作・設置及び撤去作業の増、増額253万230円、25.1%、作業土木工、施工方法変更により掘削土の運土作業及び大型土のう設置に伴うクレーンヤードに切り下げ掘削工事の増は増額414万2,090円、41.1%でございます。

採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。原野君。

○議員（11番 原野 敏彦） 請負金額の変更がございましたけれども、保証金の契約、保証の方法で変更がございました。この件に関しまして、計画が変わった時にどれくらい有利になるのか、それがわかればお知らせしていただきたいと思います。

○議長（三角 良人） 松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 変更工事でございますので、今での私の契約方法の質疑返答、いつも、審査はしませんでしたけど、今まで変更になった場合に保証金の変更がなかったので、そこまでうちのほうでは審査してませんで、もし町の条例等でその規約があるならば、行政のほうに説明していただきたいと思います。

議長、いいですか。

○議長（三角 良人） 委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 原野議員さんの言ってるのは、恐らく1,007万2,800円の10%の100万7,280円ですかね。要するに保証金が追加になるんじゃないかということ。

○議員（11番 原野 敏彦） そうなんですけれども。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） それに対して規約は条件があるものか。

○議員（11番 原野 敏彦） なかったから、条件があったら、なかったんですということになれば。

○議長（三角 良人） 2人で話さないように。どうね。後で返答でいいですか。

○議員（11番 原野 敏彦） はい、結構です。皆さんもわからないから、皆さんにも聞かせていただきたい。

○議長（三角 良人） それじゃあ後で。お願いします、調べてから。

ほかに。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 今、委員長が説明されましたが、最初から増額内容を具体的な数字と資料で出していただければ、私もよく理解できたと思います。随意契約だから増加分を議会に承認してくれということではなくて、やはりそれなりの資料を提出して諮っていただくということを今後もお願いしたいと思います。（「質疑じゃない」の声あり）

○議長（三角 良人） それ、意見でしょ、それは。本当にもう。

ほかに。——これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第5号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって議案第5号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第6号

日程第18. 議案第7号

日程第19. 議案第8号

日程第20. 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第6号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第5号）、日程第18、議案第7号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議案第8号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第20、議案第9号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）、以上、4議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第6号から第9号について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

今回の補正は、人事院の国家公務員給与改定の勧告を受けての議案第2号、第3号、第4号の改正条例に基づく議員・職員の給与の予算補正が主なものです。

議案第6号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第5号）、補正額414万7,000円の増額補正、補正後の総額が87億6,633万5,000円となります。130人が対象で、補正の内訳としまして議員分が23万9,000円、特別職及び一般職に係る分が385万6,000円、後期高齢者特別会計への事務費繰出金の5万2,000円です。

議案第7号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、5万

2,000円の増額補正で、補正後の金額総額が3億1,438万9,000円となります。対象職員は1人です。

議案第8号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、32万9,000円の増額補正で、補正後の総額は11億1,339万1,000円となります。対象は5人です。

議案第9号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）、収益的収支51万2,000円の増額補正です。補正後の総額は5億4,902万2,000円です。対象は10人です。

審査の結果、議案第6号から第9号まで全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第6号から議案第9号について質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第6号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第6号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第6号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第7号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第8号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第9号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第9号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回須恵町臨時会を閉会します。

午後1時41分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 三角 良 人

署名議員 7 番 松 山 力 弥

署名議員 8 番 猪 谷 繁 幸